

経済産業省令第八十四号

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行に伴い、この省令を制定する。

平成十八年八月二十一日

経済産業大臣 二階 俊博

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）第八条第一項に規定する特定商業集積整備関連保証」を削り、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二十六条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十三条第一項」に改める。

第五条、第六条及び第七条中「、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第八条第一項に規定する特定商業集積整備関連保証」を削り、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一

体的推進に関する法律第二十六条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十三条第一項」に改める。

#### 附 則

この省令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十八年八月二十二日）から施行する。